

2022年6月14日 全14頁

2012～2021年の家計実質可処分所得の推計

コロナ禍においても30代の実質可処分所得が伸び続ける

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟
研究員 渡辺 泰正

[要約]

- 2012年～2021年の賃金統計等をもとに、5つのモデル世帯を設定し、第2次安倍政権以後における家計の実質可処分所得の推移を推計した。
- 2020年から2021年にかけては、特別定額給付金が剥落したことの影響が大きく、5つのケース全てで実質可処分所得は減少した。しかし、3つのケースで2021年に18歳以下の子ども1人あたり10万円の給付金が支給されていることもあり、2021年の実質可処分所得は5つのケース全てで概ね2012年と同等以上を確保している。
- 特別給付金を除いた長期トレンドを見ると、コロナ禍の2020年・2021年を含め「30代4人世帯」のモデルで実質可処分所得の増加が続いている。その要因には、男性の名目賃金上昇や、幼児教育無償化の恩恵もあるが、最大の要因は、女性の名目賃金上昇である。30代有配偶女性は正規就業率の上昇幅が大きく、女性の正規雇用での就業増加が家計に大きなインパクトをもたらすことが確認できた。
- 今後は、希望する者につき非正規雇用から正規雇用への転換を促す政策を行うことで、「女性活躍」による家計改善を30代だけでなくより幅広い年代に広げていくことが政府の課題となるだろう。

[目次]

はじめに～推計の見方	2ページ
1. 推計結果の概要	4ページ
2. 賃金・就業率の動向	6ページ
3. ケース別の実質可処分所得の変動要因	9ページ
おわりに～「女性活躍」による家計改善をより広い年代に	12ページ
(補論) 前回試算からの変更点：就業率を有配偶女性ベースに変更	13ページ
(参考) 推計結果表	14ページ

はじめに～推計の見方

「実質可処分所得」とは

本レポートでは、2021年分までの賃金・物価等の統計をもとに、第2次以降の安倍政権・菅政権下の2012年から2021年までのモデル世帯の実質可処分所得の推移を推計する¹。

家計の暮らし向きを判断する際に、本レポートでは「実質可処分所得」という指標を用いる。

「可処分所得」とは、会社員の場合、税引き前の給与収入から、所得税、住民税、社会保険料を差引き、手当等（児童手当など、2020年の一律1人10万円の特別定額給付金、2021年の18歳以下1人10万円の給付金を含む²）を足した金額である。可処分所得が多くなるほど、自由に使えるお金が増えて、生活に余裕ができる。

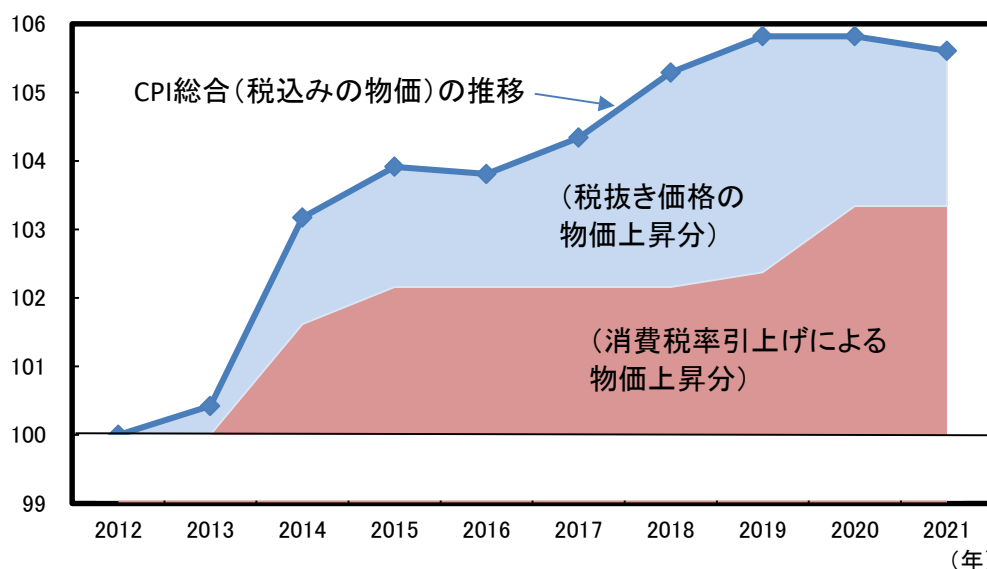
$$\text{可処分所得} = \text{税引き前の給与収入} - (\text{所得税} + \text{住民税} + \text{社会保険料}) + \text{手当等}$$

さらに、可処分所得から物価変動の影響を取り除き（2012年を基準として）、どの程度のモノやサービスが購入できるかを比較できるようにしたものが実質可処分所得である。

$$\text{実質可処分所得} = \text{可処分所得} \times \frac{\text{基準年(2012年)の物価水準}}{\text{分析する年の物価水準}}$$

物価水準は、総務省が公表する「消費者物価指数(CPI)総合」（税込みの値）を用いた。CPI総合は2012年から2021年にかけて5.61%上昇しており、うち3.34%ptが消費税増税によるもの（大和総研試算）、2.27%ptが消費税増税以外の要因によるものである（図表1）。

図表1 消費者物価指数(CPI)総合の推移(2012年=100)



(出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに大和総研作成

¹ 是枝俊悟・渡辺泰正「[2012～2020年の家計実質可処分所得の推計](#)」（2021年10月11日、大和総研レポート。以下、前回レポート）の更新版である。

² 本推計では、各年齢階級において平均的な所得を得る世帯が受けられる給付として、他に、臨時増額の児童手当、幼児教育無償化による保育料軽減額を考慮した（高等教育無償化などは考慮していない）。

2014年4月の消費税率5%から8%への引き上げ時は消費税率引き上げと税抜の物価上昇が重なり、2013年から2015年にかけて税込みの物価は3.5%上昇した。他方、2019年10月の消費税率8%から10%への引き上げ時は、消費税率が上がる一方で税抜の物価の下落がこれを吸収しており、2018年から2020年にかけての税込みの物価は0.3%の上昇に留まった。

なお、足元、2022年4月のCPI総合は資源価格の高騰や円安などの影響を受けて前年同月比+2.5%まで高まっている。

モデル世帯の設定

モデル世帯の世帯構成は、ケース数を絞りつつ現役世代のうち幅広い年齢・性別の賃金動向をカバーするため、①20代単身男性、②20代単身女性、③30代4人世帯、④40代4人世帯、⑤50代4人世帯の5ケースとした。③～⑤について、夫婦の年齢は同じ年齢階級（10歳刻みの範囲）に収まるものとし、夫婦の年齢に合わせて子どもの年齢を次の図表2のように設定した。

働き方については、夫(男性)については、調査年および年齢階級による就業率や正規比率の違いがあまり見られないため、全員を「フルタイム」と設定した。妻(女性)については、年齢階級ごとに就業率や正規比率が大きく異なり、かつ経年変化も大きい。このため、②20～24歳単身女性は「フルタイム」とする一方、③～⑤においては「フルタイム」「パートタイム」「専業主婦」の3ケースを想定した上で、それぞれのケースの構成比（図表2の算式で推計）でウェイトをつけて加重平均した³。それぞれのケースにおける給与水準は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」における男女別・年齢階級別・フルタイム/パートタイム別の各年の平均額を用いた。

図表2 本レポートにおけるモデル世帯の設定

ケースNo.	ケース名	(夫婦の)年齢	子どもの年齢	夫(男性)の働き方	妻(女性)の働き方	加重平均時のウェイト
①	20代単身男性	20代	-	フルタイム	-	-
②	20代単身女性			-	フルタイム	-
③	30代4人世帯	30代	4歳と1歳	ケース3A～3Cを下記ウェイトで加重平均		
3A	30代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
3B	30代パート共働き4人世帯			フルタイム	パートタイム	女性就業率×非正規比率
3C	30代片働き4人世帯			フルタイム	専業主婦	女性無業率
④	40代4人世帯	40代	小6(12歳)と小3(9歳)	ケース4A～4Cを下記ウェイトで加重平均		
4A	40代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
4B	40代パート共働き4人世帯			フルタイム	パートタイム	女性就業率×非正規比率
4C	40代片働き4人世帯			フルタイム	専業主婦	女性無業率
⑤	50代4人世帯	50代	大2(20歳)と高2(17歳)	ケース5A～5Cを下記ウェイトで加重平均		
5A	50代フル共働き4人世帯			フルタイム	フルタイム	女性就業率×正規比率
5B	50代パート共働き4人世帯			フルタイム	パートタイム	女性就業率×非正規比率
5C	50代片働き4人世帯			フルタイム	専業主婦	女性無業率

(注1)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による「一般労働者」を「フルタイム」、「短時間労働者」を「パートタイム」とみなす。

(注2)「女性就業率」は総務省統計局「労働力調査」による有配偶女性の就業率を用いた。

(注3)「正規比率」および「非正規比率」は総務省統計局「労働力調査」における有配偶女性雇用者のうち「正規の職員・従業員の比率」および「非正規の職員・従業員の比率」をいう。

(出所)大和総研作成

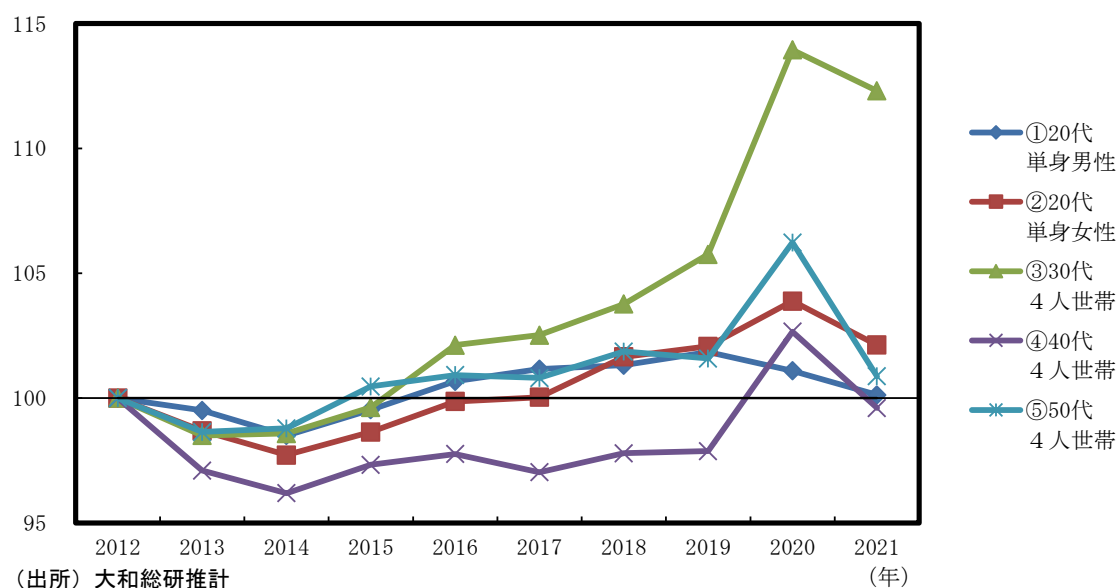
³ 前回レポートでは、各年代女性全体の女性の就業率および正規比率をもとにウェイトを算出していた。本レポートでは、配偶者の有無により就業率および正規比率が大きく異なることを踏まえ、各年代の有配偶女性の就業率および正規比率を用いてウェイトを算出し、過去分も含め、実質可処分所得を遡及修正した。これによる影響については補論を参照。

1. 推計結果の概要

特別給付金を含む推移

モデル世帯別の2012年を基準とした実質可処分所得の推移は次の図表3のように推計された(各モデル各年の金額詳細については14ページの参考図表を参照)。

図表3 モデル世帯別の実質可処分所得の推移(2012年=100とした指数)【特別給付金を含む】



①～⑤までの5つのケースを概観すると、2012年から2014年にかけては世帯年収の増加が消費税率引き上げなどによる負担の増加に追いつかず実質可処分所得が減少傾向にあった。しかし、2014年から2019年にかけては負担増を上回るペースで世帯年収が増加することにより実質可処分所得が増加するトレンドにあった。

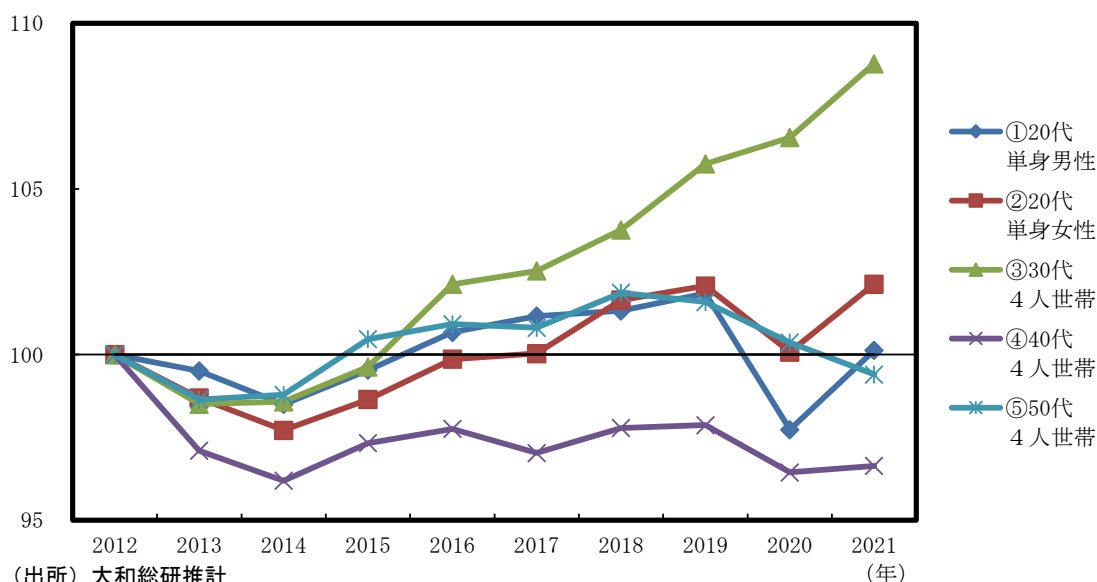
2019年から2020年にかけては、コロナ禍で賃金や(女性の)就業率が低下したこと、および消費税率10%が通年化したことが実質可処分所得の下落要因となったが、1人あたり10万円の特別定額給付金の影響が大きく、ケース②～⑤で実質可処分所得が増加した。特に、幼児教育無償化の通年化の影響も受けたケース③(30代4人世帯)では前年比7.7%増の高い伸びを示した。他方、ケース①(20代单身男性)では特別定額給付金でコロナ禍の賃金下落などのマイナス要因を補いきれず、前年比0.7%減となった。

2020年から2021年にかけては、特別定額給付金の影響が剥落したことの影響が大きく、ケース①～⑤の全てで実質可処分所得は減少した。しかし、ケース③～⑤において、2021年に18歳以下の子ども1人あたり10万円の給付金が支給されていることもあり、2021年の実質可処分所得はケース①～⑤の全てで概ね2012年と同等以上を確保している。

特別給付金を除いたトレンド

特別定額給付金や18歳以下への子どもへの給付金（以下、特別給付金と呼ぶ）はコロナ禍における特例的な給付であり、恒常的に続けられるものではない。この点を踏まえ、2020年・2021年の実質可処分所得につき特別給付金を除いて算出したものが図表4である。

図表4 モデル世帯別の実質可処分所得の推移(2012年=100とした指数)【特別給付金を除く】



図表4を見ると、ケース③（30代4人世帯）では、コロナ禍の最中であっても、トレンドとして実質可処分所得が伸び続けていることがよく分かる。ケース③では、2021年時点の（特別給付金を除いた）実質可処分所得が2012年比で8.8%高い水準となっている。

30代においては、幼児教育無償化による実質可処分所得の増加分が大きく、かつ、（2019年から2020年にかけては落ち込んだものの）2012年から2021年にかけての（就業率および正規比率の上昇を伴う）女性の賃金上昇も大きかった。すなわち、現在の30代にとって第2次安倍政権以後に進展した「女性活躍」による暮らし向きの改善効果が大きかったものといえる。

ケース②（20代単身女性）では2021年の実質可処分所得がコロナ前の2019年を上回り、2012年比で2.1%高い水準となった。ケース①（20代単身男性）では2020年から2021年に、2019年から2020年にかけての落ち込みの半分程度を取り戻し、2021年の実質可処分所得は2012年とほぼ同等（2012年比0.1%増）の水準に回復した。30代ほどの目に見えた改善はないが、20代の暮らし向きも悪くなってはいないものといえる。

他方、40代の所得環境は芳しくない。ケース④（40代4人世帯）では、主に男性の賃金が伸びないことが要因となり、コロナ禍以前からの実質可処分所得の伸び悩みが継続している。

ケース⑤（50代4人世帯）は、2012年から2019年までは実質可処分所得が概ね横ばいで推移していたが、2019年から2021年にかけて、主に男性の賞与の減少により実質可処分所得が落ち込んでいる。50代の所得の落ち込みは企業業績による一時的なものか、賃金カーブのフラット化などの構造的なものなのか、今後の動向を注視する必要がある。

2. 賃金・就業率の動向

実質可処分所得の説明要因となる賃金と就業率について、動向を解説する。

男性の2021年の年収は30代以下では増加、45歳以上は減少が継続

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による2012年から2021年までの男性・一般労働者の平均年収の動向は、次の図表5に示される。

図表5でまずコロナ禍前の2012年から2019年にかけての変化を見ると、40代とそれ以外の年代ではっきりと分かれていることが分かる。2012年から2019年にかけて、20代・30代・50代では4.3%～9.2%増加した一方、40～44歳では2.0%の微増に留まり、45～49歳では1.2%減少した。

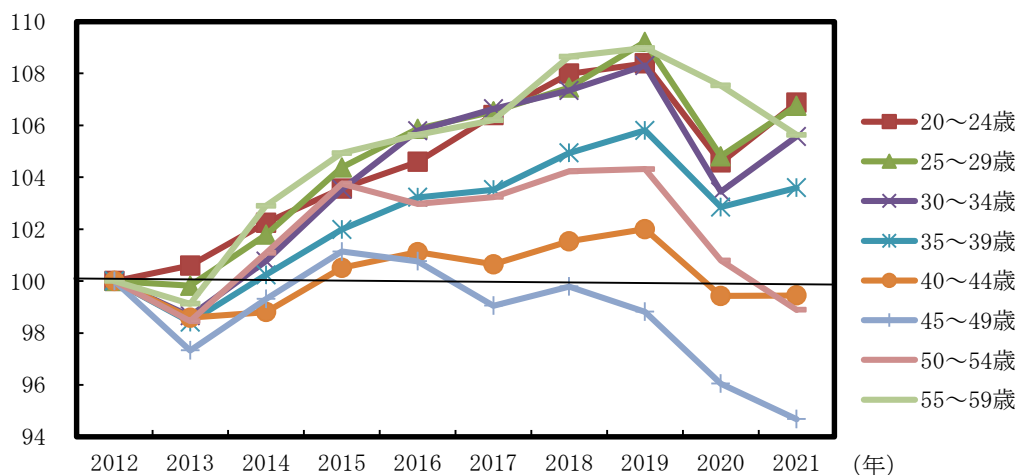
2019年から2020年にかけては超過労働時間が大幅に縮小し残業代が減少したことによる影響が大きく、どの年代も年収が減少した。

2020年から2021年にかけては、年齢階級により年収の増減が分かれた。これは、年代により年収に占める残業代や賞与の割合が異なることによる影響が大きい。より若い年代ほど年収に占める残業代の割合が大きく、より高齢なほど年収に占める賞与の割合が大きい。

2020年から2021年にかけていずれの年代でも残業代は回復したものの、賞与は減少を続けている。

20～39歳では残業代の回復の方が影響が大きく、2020年から2021年にかけて年収が回復した。他方、40～44歳は2020年から2021年にかけて年収はほぼ横ばい、45～59歳は賞与の減少の方が大きく、2020年から2021年にかけても年収の減少が継続している。

図表5 男性・一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移(2012年=100)



(注) 年収 = 「きまって支給する現金給与額(月額) × 12 + 年間賞与その他特別給与額」

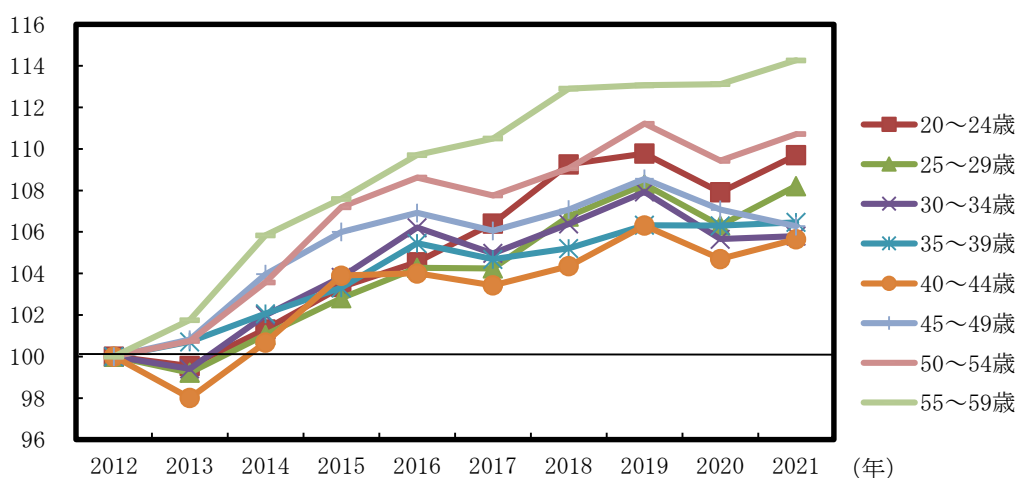
(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

女性一般労働者はコロナ前の賃金をほぼ回復

女性一般労働者の平均年収は、男性と異なり、2012年から2019年にかけてどの年齢階級でも増加していた。

2019年から2020年にかけては、20～54歳において年収が減少したが、減少率は0%～2%台に留まり、男性と比べて小幅の落ち込みに留まった。これは、女性が年収に占める残業代の割合が低く、残業代の減少による年収の減少効果が比較的小さかったためである。2021年の残業代は概ね2019年の水準に回復したため、2021年時点の年収は概ね2019年時点の水準を取り戻している。

図表6 女性・一般労働者の年齢階級別の平均年収の推移(2012年=100)



(注) 年収 = 「きまって支給する現金給与額(月額) × 12 + 年間賞与その他特別給与額」
 (出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに大和総研作成

若い年代ほど正規雇用中心に有配偶女性の就業率が大きく上昇

図表7は2013年から2021年までの有配偶女性の年齢階級別の就業率の推移である⁴。

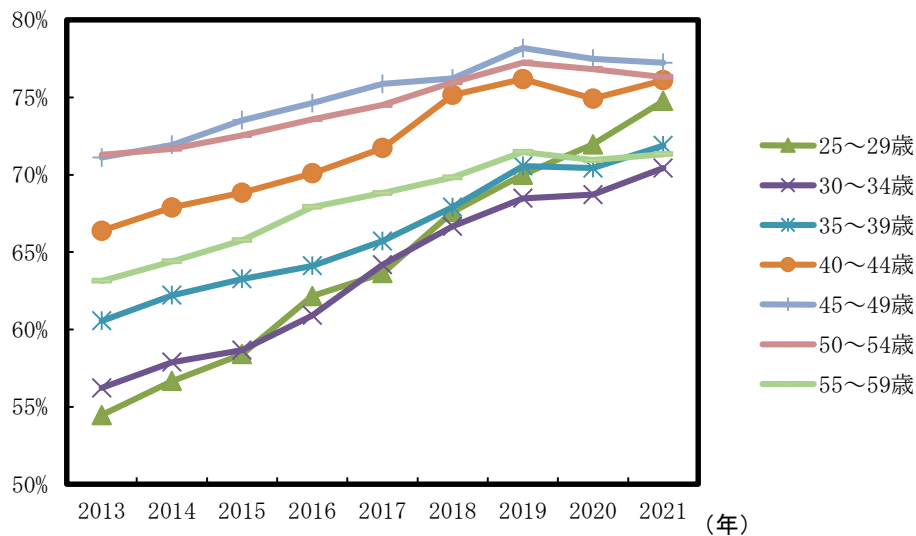
図表7を見ると、2013年時点では就業率は年齢により大きな差があり、50～54歳では71.3%であったが、25～29歳では54.5%に留まっていた。2013年時点では、若年有配偶女性の就業率が低く、女性が結婚・出産を機に一度仕事を離れ、子どもが大きくなるにつれて徐々に仕事に復帰していくライフステージの変化がみられた。

2013年から2021年にかけて、どの年代でも就業率が上昇しているが、より若い年齢階級ほど上昇が顕著である。2021年時点では、25～29歳の就業率は74.8%と、2013年比で20.3%pt上昇している。2021年時点では25歳から59歳まで、いずれの年齢階級でも就業率が70%台となり、年齢による就業率の差は小さくなった。この間、保育所が急ピッチで新設されたり、育児休業制度が拡充されたりしており、これらの政策により、女性が出産を経ても就業を継続できる

⁴ 労働力調査により有配偶女性の雇用者の正規比率が確認できるのは2013年以後である。このため、本レポートでは2012年の有配偶女性の正規比率は2013年と同値とみなして実質可処分所得の推計を行った。

環境が整ってきたものといえるだろう。

図表7 有配偶女性の年齢階級別就業率の推移

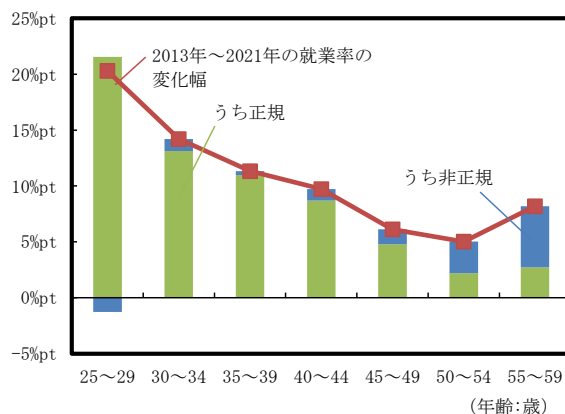


(出所) 総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

有配偶女性の2013年から2021年の就業率の変化を正規・非正規に分けてみたものが図表8である。図表8を見ると、40代以下では就業率の上昇分のほとんどが正規雇用であることがわかる(25歳～29歳では就業率が上昇したにもかかわらず非正規での就業率はむしろ減少している)。一方、50代では就業率の上昇部分の多くは非正規雇用であることがわかる。

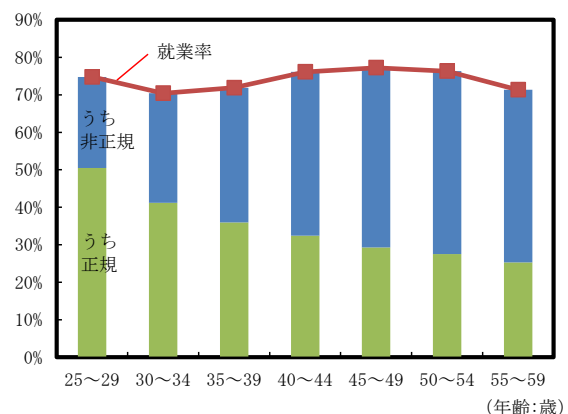
図表7で見たように、2013年時点では大きくあった年齢別の就業率の差は、2021年現在では小さくなり、就業率そのものの今後の引き上げ余地は限られる。だが、図表9に示されるように、2021年現在の有配偶女性の正規雇用での就業率はより高い年齢ほど低い水準に留まっており、より高い年齢層ほど、正規雇用での就業率の引き上げ余地は大きいと言えよう。今後、さらに女性(のいる世帯)の所得を引き上げていくためには、希望する者につき非正規雇用から正規雇用への転換を促していくことが政策課題となるだろう。

図表8 有配偶女性の年齢階級別就業率の変化



(出所) 総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

図表9 有配偶女性の年齢階級別就業率(2021年)



(出所) 総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

3. ケース別の実質可処分所得の変動要因

ケース①20代単身男性・ケース②20代単身女性

ケース①20代単身男性・ケース②20代単身女性の実質可処分所得の試算結果は、図表10・図表11に示される。

図表10 ケース①20代単身男性の実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

暦年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
実質可処分所得(給付金含む) (給付金除く)	281.55	280.16	277.33	280.24	283.44	284.82	285.26	286.75	284.62	281.90	
指数(2012年=100)	100.0	99.5	98.5	99.5	100.7	101.2	101.3	101.8	101.1	100.1	
2012年比の差額		-1.39	-4.22	-1.31	1.89	3.27	3.72	5.20	3.07	0.36	
差額内訳	名目賃金の変動		0.58	7.00	14.13	18.65	22.78	27.06	31.12	16.54	23.95
	社会保険料の変動		-0.78	-2.31	-3.97	-4.97	-5.71	-6.41	-7.00	-4.89	-5.96
	消費税率引き上げ		0.00	-4.49	-6.05	-6.12	-6.15	-6.16	-6.81	-9.51	-9.07
	物価変動(消費税除く)		-1.19	-4.31	-4.92	-4.68	-6.21	-8.93	-9.88	-7.06	-6.74
	その他		0.00	-0.10	-0.50	-0.98	-1.44	-1.84	-2.23	7.99	-1.82

(出所)大和総研推計

図表11 ケース②20代単身女性の実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

暦年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
実質可処分所得(給付金含む) (給付金除く)	248.44	245.19	242.77	245.07	248.09	248.52	252.53	253.58	258.08	253.72	
指数(2012年=100)	100.0	98.7	97.7	98.6	99.9	100.0	101.6	102.1	103.9	102.1	
2012年比の差額		-3.25	-5.67	-3.37	-0.34	0.08	4.10	5.15	9.64	5.28	
差額内訳	名目賃金の変動		-1.95	3.61	9.46	13.61	16.15	24.39	27.72	21.75	27.48
	社会保険料の変動		-0.35	-1.66	-3.06	-3.96	-4.45	-5.71	-6.19	-5.33	-6.16
	消費税率引き上げ		0.00	-3.93	-5.29	-5.36	-5.37	-5.45	-6.02	-8.62	-8.17
	物価変動(消費税除く)		-1.04	-3.77	-4.30	-4.09	-5.41	-7.91	-8.74	-6.40	-6.06
	その他		0.09	0.09	-0.17	-0.54	-0.84	-1.22	-1.62	8.24	-1.80

(出所)大和総研推計

実質可処分所得を減少させる要因は、主に、社会保険料の増加、消費税率の引き上げ、(消費税以外の要因での)物価上昇の3点である。ケース①・ケース②ともに、2012年から2014年にかけてはこれら3点の負担増加により実質可処分所得が減少傾向にあったが、2015年から2019年にかけては名目賃金の増加ペースがこれら3点の負担増加ペースを上回り、実質可処分所得が増加傾向にあった。

2019年から2020年にかけては、名目賃金の減少分を特別定額給付金(10万円)が補う形となっていた。2020年から2021年にかけては、ケース①・ケース②ともに名目賃金の回復分が特別定額給付金(10万円)の剥落分を賄うことができず、実質可処分所得が減少している。しかしながら、ケース②の20代女性では2021年の実質可処分所得がコロナ前の2019年の水準を上回っている。ケース①の20代男性においても2019年水準には及ばないものの、2012年とほぼ同水準(2012年比100.1%)まで回復した。

総じて、20代は、特別定額給付金に依存せず賃金の上昇によって所得が上昇する軌道に戻ってきているものといえるだろう。

ケース③30代4人世帯

ケース③30代4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、図表12に示される。

図表12 ケース③30代4人世帯の実質可処分所得の推計結果(単位:万円)

暦年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
実質可処分所得(給付金含む)	536.24	528.22	528.62	534.24	547.63	549.77	556.44	567.11	611.05	602.25	
(給付金除く)									571.36	583.31	
指数(2012年=100)	100.0	98.5	98.6	99.6	102.1	102.5	103.8	105.8	114.0	112.3	
2012年比の差額		-8.02	-7.63	-2.00	11.38	13.53	20.19	30.87	74.81	66.01	
差額内訳	名目賃金の増加(夫分)		-7.26	2.39	13.36	21.82	24.55	29.90	34.40	15.43	22.28
	名目賃金の増加(妻分)		5.07	12.49	17.37	28.43	33.70	43.15	51.37	60.60	67.23
	幼児教育無償化								3.95	16.20	16.53
	社会保険料の変動		-0.07	-3.07	-6.03	-8.74	-9.31	-10.71	-11.49	-8.72	-9.67
	消費税率引き上げ		0.00	-8.56	-11.54	-11.83	-11.88	-12.02	-13.47	-20.41	-19.38
	物価上昇(消費税除く)		-1.50	-6.35	-9.03	-9.17	-11.20	-16.11	-19.10	-16.16	-14.61
	その他		-4.26	-4.53	-6.13	-9.14	-12.34	-14.02	-14.79	27.88	3.63

(出所)大和総研推計

ケース③では妻分の名目賃金の増加が特に大きく、2012年から2021年にかけて67.23万円の増加となっている。コロナ禍の2020年および2021年も含め、本レポートの調査対象とした10年間において毎年増加を続けている。前掲8ページ図表8でみた通り、30代有配偶女性は正規就業率の上昇幅が大きく、女性の正規雇用での就業増加が家計に大きなインパクトをもたらす様が見て取れる。

夫分の名目賃金も2013年から2019年にかけて順調に伸び、2020年にはコロナ禍で一時減少したものの、2020年から2021年にかけては再び増加し、2019年水準にはまだ戻ってはいないが上昇軌道に戻ってきている。

さらに、2019年10月から施行された幼児教育無償化が実質可処分所得を年あたり約17万円押し上げた⁵。

特別給付金の影響を除いたベースで見ると、ケース③ではコロナ禍においても実質可処分所得は増加を続け、2020年も2021年も(2012年以後における)過去最高を更新している。

これに加え、コロナ禍における特別給付金として2020年には42万円、2021年には20万円の給付があった。この結果として、ケース③の特別給付金を含む2020年・2021年の実質可処分所得は2012年比で1割以上高く、コロナ直前の2019年比でも6%以上高い水準となっていた。

コロナ禍で消費が抑えられていたことも踏まえると、30代の世帯において(従来のペースを上回る)過剰貯蓄が積み上がっていることが推定され、今後のリベンジ消費を主導する存在となることが考えられる。

⁵ 無償化される認可保育所または幼稚園の保育料(4歳の子1人分)につき、可処分所得に加算した。ケース3A(フル共働き世帯)は認可保育所、ケース3B・3C(パート共働き世帯、片働き世帯)は、幼稚園を利用してのものとした。保育料は、厚生労働省「平成27年 地域児童福祉事業等調査の概況」および総務省「小売物価統計調査年報 平成30年」による全国平均値を用いた。なお、2020年から2021年にかけて幼児教育無償化の寄与額が増加しているのは、フル共働き世帯の比率が上昇しているためである。

ケース④40代4人世帯

ケース④40代4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、次の図表13に示される。

暦年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
実質可処分所得(給付金含む)	638.81	620.27	614.48	621.75	624.49	619.83	624.68	625.22	655.80	636.29	
(給付金除く)									616.11	617.35	
指数(2012年=100)	100.0	97.1	96.2	97.3	97.8	97.0	97.8	97.9	102.7	99.6	
2012年比の差額		-18.55	-24.33	-17.06	-14.33	-18.98	-14.14	-13.59	16.98	-2.53	
差額内訳	名目賃金の増加(夫分)		-13.06	-5.85	5.29	5.83	-1.23	3.86	2.01	-14.82	-19.29
	名目賃金の増加(妻分)		-0.94	4.22	11.68	17.19	23.75	30.81	37.86	41.90	45.92
	社会保険料		0.18	-3.58	-7.21	-8.74	-8.16	-9.49	-9.81	-7.52	-6.97
	消費税		0.00	-9.95	-13.43	-13.49	-13.39	-13.49	-14.85	-21.90	-20.48
	物価上昇(消費税除く)		-2.63	-9.55	-10.91	-10.30	-13.50	-19.56	-21.54	-16.26	-15.21
	その他		-2.11	0.38	-2.47	-4.82	-6.45	-6.26	-7.27	35.59	13.49

(出所)大和総研推計

ケース④においては、コロナ禍前の2019年時点においても実質可処分所得が2012年時の水準に達していなかった。

その要因としては、夫分の名目賃金が伸び悩んでいることが挙げられ、2012年から2019年までの増加幅は2.01万円に留まっていた。夫分の名目賃金は2019年から2020年にかけては16.83万円の大幅な減少となり、2020年から2021年にかけても減少を続けている。

妻分の名目賃金は2013年から2021年にかけて一貫して増加し続けているが、30代と比べると就業率の上昇幅や正規雇用の割合が低いいため、名目賃金の増加幅は比較的小さくなっている。

2020年・2021年はコロナ禍の特別給付金が支給されることにより概ね2012年水準の実質可処分所得を確保している。しかし、特別給付金を除いてみると、2020年から2021年にかけての実質可処分所得の回復は鈍く、賃金の上昇による所得の向上が見通せる状況に至っていない。

ケース⑤50代4人世帯

ケース⑤50代4人世帯の実質可処分所得の試算結果は、次の図表14に示される。

暦年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
実質可処分所得(給付金含む)	644.17	635.41	636.36	647.16	650.10	649.38	656.18	654.39	684.32	649.77	
(給付金除く)									646.52	640.31	
指数(2012年=100)	100.0	98.6	98.8	100.5	100.9	100.8	101.9	101.6	106.2	100.9	
2012年比の差額		-8.75	-7.80	2.99	5.93	5.21	12.02	10.22	40.15	5.61	
差額内訳	名目賃金の増加(夫分)		-8.02	12.80	28.30	27.86	30.53	41.63	42.98	26.44	13.98
	名目賃金の増加(妻分)		3.90	8.70	15.63	22.17	24.72	29.16	30.89	36.48	37.98
	社会保険料		-0.75	-6.43	-10.37	-11.77	-12.97	-15.25	-16.22	-14.18	-12.37
	消費税		0.00	-10.31	-13.98	-14.04	-14.03	-14.17	-15.54	-22.86	-20.91
	物価上昇(消費税除く)		-2.69	-9.89	-11.36	-10.72	-14.15	-20.55	-22.54	-16.97	-15.53
	その他		-1.20	-2.67	-5.23	-7.56	-8.89	-8.80	-9.33	31.24	2.45

(出所)大和総研推計

ケース⑤における実質可処分所得は2012年から2019年にかけて、2012年比で±2%のレンジ内に収まっており、ほぼ横ばいで推移してきた。コロナ禍の2020年・2021年においても、特別給付金を除くベースで2012年比±2%のレンジ内に収まっている。

2019年までを見ると、ケース⑤では主に夫分の名目賃金の上昇によって、消費税率引き上げなどの負担増をカバーしてきた。妻分の名目賃金も上昇しているが、50代の有配偶女性の就業率の上昇幅は小幅に留まり、かつその多くは非正規雇用であるため、妻分の名目賃金の上昇が家計に及ぼす効果は相対的に小さかった。

しかし、2019年から2021年にかけて夫分の名目賃金が大幅に減少したのに対し、妻分の名目賃金は増加を続けたことから、2021年現在では妻分の名目賃金の上昇分が家計を支える構図に変わっている。もっとも、妻の名目賃金の増加分は、夫の名目賃金の減少分には届かないため、特別給付金を除くベースの実質可処分所得は2019年から2021年にかけて減少している。

6ページで述べた通り、2019年から2021年にかけての夫分の名目賃金の減少は、主に賞与の減少によるものである。年収に占める賞与の割合が高い50代男性は、コロナ禍の企業業績悪化に伴う賞与の減少の影響を比較的大きく受けたものと考えられる。

もっとも、50代の年収の減少は定年延長などを踏まえた長期的な賃金カーブのフラット化による影響である可能性も考えられる。今後、企業業績の回復とともに50代男性の名目賃金が回復するか、それとも構造的なものとして減少が続くのか注視する必要がある。

おわりに～「女性活躍」による家計改善をより広い年代に

政府は、第2次安倍政権以後において2度の消費税率引き上げを実施し、家計の負担を増やしつつも財政健全化に向けた行程を進めたが、本レポートの推計ではコロナ禍前の2019年の時点において、実質可処分所得は、5つのモデル世帯のうち4つで2012年を上回っていた。2020年以後は新型コロナウイルスの影響も受けるが、2021年時点でも特別給付金を除くベースの実質可処分所得につき、5つのモデル世帯のうち4つで2012年と同等以上である。若年および女性を中心とした名目賃金の上昇により、家計は、2度の消費税率引き上げを乗り越えることができたと言ってよいだろう。

特に、「30代4人世帯」のモデルはこの間に実質可処分所得が大幅に増加した。その要因には、男性の名目賃金上昇や、幼児教育無償化の恩恵もあるが、最大の要因は、女性の名目賃金上昇である。30代有配偶女性は正規就業率の上昇幅が大きく、女性の正規雇用での就業増加が家計に大きなインパクトをもたらすことが確認できた。

年齢別の有配偶女性の就業率の差は小さくなってきており、今後の就業率そのものの引き上げ余地は限られる。しかし、有配偶女性の正規雇用による就業率は年齢が上がるほど低くなっており、より高齢の層ほど非正規雇用から正規雇用への転換による所得増加の余地が残っている。今後は、労働者向けの教育訓練給付金や事業主向けのキャリアアップ助成金の拡充などにより、希望する者につき非正規雇用から正規雇用への転換を促していく政策が求められる。

「女性活躍」による家計の改善を30代だけに留めず、より幅広い年代に広げていくことが今後の政府の課題となるだろう。

(補論) 前回試算からの変更点:就業率を有配偶女性ベースに変更

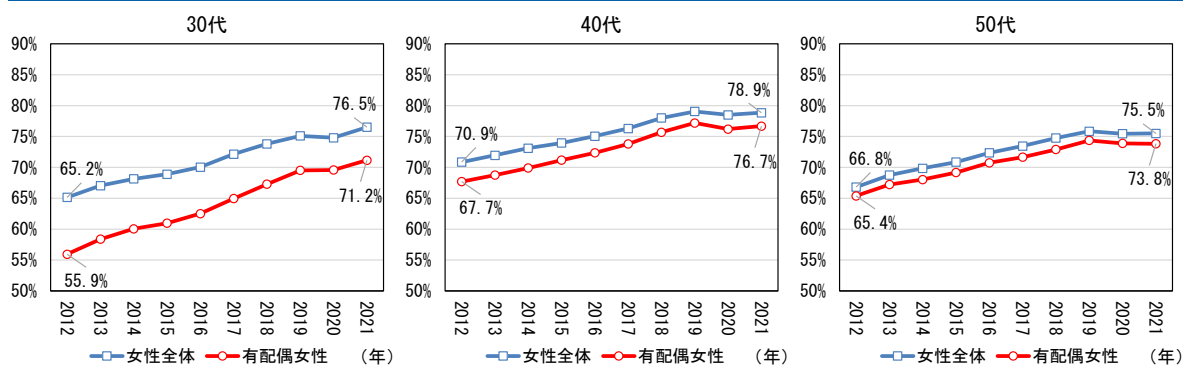
女性全体と有配偶女性の就業率の違い

本レポートでは、③30代4人世帯、④40代4人世帯、⑤50代4人世帯の実質可処分所得を算出するにあたって、フル共働き4人世帯・パート共働き4人世帯・片働き4人世帯の実質可処分所得を、女性の正規就業率・非正規就業率（・無職率）をウェイトに加重平均を行っている。前回レポートまでは、(配偶関係を考慮しない)女性全体の就業率をウェイトとして用いていたが、女性の就業率は配偶関係により異なる。このため、モデル世帯のすがたをより正確に捉えるべく、本レポートからは有配偶女性の就業率をウェイトとして用いた。

補論図表1は、年齢階級別にみた女性全体の就業率と有配偶女性の就業率の推移である。女性全体で見ても有配偶女性に限っても、2012年から2021年にかけて就業率が上昇トレンドにあることは変わらない。ただし、いずれの年においても、30代~50代のいずれも、有配偶女性の就業率は女性全体の就業率よりも低く、その差はより若い年齢ほど大きい。

時系列でみると、2012年から2021年にかけて女性全体と有配偶女性の就業率の差は徐々に縮まっている。特に、30代では2012年時点において9.3%ptあった女性全体と有配偶女性の就業率の差は、2021年時点では5.3%ptまで縮まっている。2012年から2021年にかけて、30代有配偶女性の就業率の上昇率が高かったのだ。

補論図表1 女性全体の就業率と有配偶女性の就業率の推移



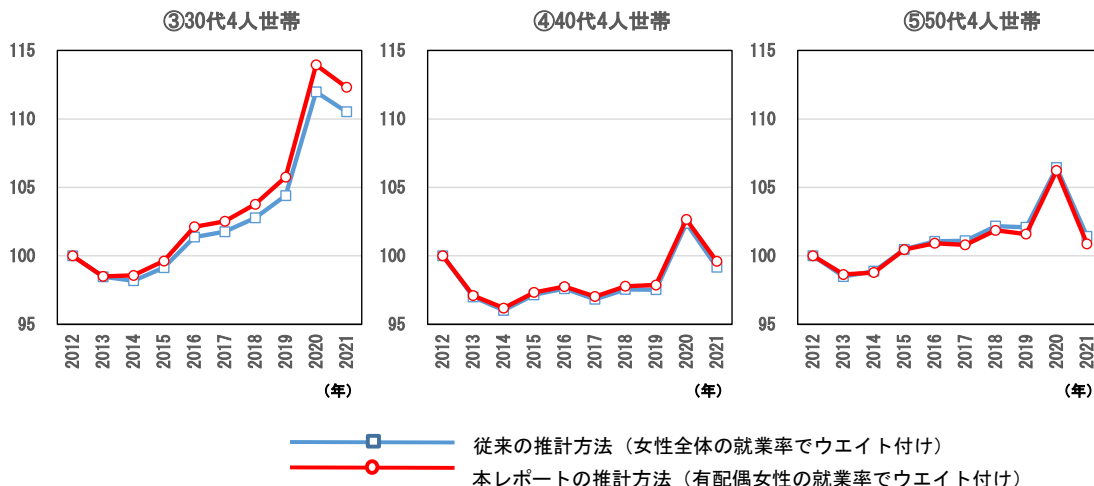
(出所) 総務省統計局「労働力調査」をもとに大和総研作成

「30代4人世帯」の実質可処分所得の伸びは、従来推計より大きかった

補論図表2は、推計方法の変更による実質可処分所得の推移の違いを示したものである。

どのモデル世帯においても推計方法の変更によって実質可処分所得の推移の大きなトレンドは変わらない。ただし、③30代4人世帯については、有配偶女性の就業率の上昇率が大きいため、従来推計よりもやや実質可処分所得の上昇率が高くなっている（従来の推計方法では2021年に2012年比で+10.5%だったが、本レポートの推計方法では+12.3%）。推計方法の変更により、「30代の有配偶女性」（がいる世帯）の実質可処分所得の大きな伸びをより正確に捉えられたものと考えられる。

補論図表2 推計方法変更による実質可処分所得の推移の違い【特別給付金を含む】(2012年=100)



(出所) 大和総研推計

(参考) 推計結果表

参考図表1 モデル世帯別・実質可処分所得の推計結果【特別給付金を含む】(単位:万円)

ケース	年齢	世帯構成	2012年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
①	20代	単身男性	281.55	280.16	277.33	280.24	283.44	284.82	285.26	286.75	284.62	281.90
②		単身女性	248.44	245.19	242.77	245.07	248.09	248.52	252.53	253.58	258.08	253.72
③	30代	4人世帯	536.24	528.22	528.62	534.24	547.63	549.77	556.44	567.11	611.05	602.25
3A		フル共働き4人世帯	713.73	700.84	696.39	701.15	712.64	706.97	706.80	716.63	757.95	744.80
3B		パート共働き4人世帯	544.73	530.55	527.61	527.95	539.18	537.37	541.91	543.78	589.27	574.34
3C		片働き4人世帯	427.90	416.31	414.39	417.67	422.95	422.16	421.97	425.23	457.28	443.06
④	40代	4人世帯	638.81	620.27	614.48	621.75	624.49	619.83	624.68	625.22	655.80	636.29
4A		フル共働き4人世帯	820.59	800.09	793.86	802.00	802.38	789.62	789.65	788.97	810.85	789.22
4B		パート共働き4人世帯	630.63	607.35	600.11	603.79	603.27	595.48	598.68	593.09	631.21	609.06
4C		片働き4人世帯	516.34	499.93	493.37	496.33	495.72	487.31	486.99	482.89	509.92	487.44
⑤	50代	4人世帯	644.17	635.41	636.36	647.16	650.10	649.38	656.18	654.39	684.32	649.77
5A		フル共働き4人世帯	818.71	809.69	811.75	823.20	826.39	822.50	828.39	827.32	849.48	817.81
5B		パート共働き4人世帯	642.93	628.60	627.30	635.04	634.55	632.14	639.22	633.83	669.00	632.18
5C		片働き4人世帯	528.16	517.08	518.08	524.64	523.27	521.80	525.18	522.67	547.86	512.07

(出所) 大和総研推計

参考図表2 モデル世帯別の実質可処分所得の推移【特別給付金を含む】(2012年=100とした指数)

ケース	年齢	世帯構成	2012年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
①	20代	単身男性	100.0	99.5	98.5	99.5	100.7	101.2	101.3	101.8	101.1	100.1
②		単身女性	100.0	98.7	97.7	98.6	99.9	100.0	101.6	102.1	103.9	102.1
③	30代	4人世帯	100.0	98.5	98.6	99.6	102.1	102.5	103.8	105.8	114.0	112.3
3A		フル共働き4人世帯	100.0	98.2	97.6	98.2	99.8	99.1	99.0	100.4	106.2	104.4
3B		パート共働き4人世帯	100.0	97.4	96.9	96.9	99.0	98.7	99.5	99.8	108.2	105.4
3C		片働き4人世帯	100.0	97.3	96.8	97.6	98.8	98.7	98.6	99.4	106.9	103.5
④	40代	4人世帯	100.0	97.1	96.2	97.3	97.8	97.0	97.8	97.9	102.7	99.6
4A		フル共働き4人世帯	100.0	97.5	96.7	97.7	97.8	96.2	96.2	96.1	98.8	96.2
4B		パート共働き4人世帯	100.0	96.3	95.2	95.7	95.7	94.4	94.9	94.0	100.1	96.6
4C		片働き4人世帯	100.0	96.8	95.6	96.1	96.0	94.4	94.3	93.5	98.8	94.4
⑤	50代	4人世帯	100.0	98.6	98.8	100.5	100.9	100.8	101.9	101.6	106.2	100.9
5A		フル共働き4人世帯	100.0	98.9	99.1	100.5	100.9	100.5	101.2	101.1	103.8	99.9
5B		パート共働き4人世帯	100.0	97.8	97.6	98.8	98.7	98.3	99.4	98.6	104.1	98.3
5C		片働き4人世帯	100.0	97.9	98.1	99.3	99.1	98.8	99.4	99.0	103.7	97.0

(出所) 大和総研推計

【以上】